

神奈川県 重症心身障害児者関係施設協議会

2021年度 関係機関との連絡会

当協議会では、重症心身障害児者とその家族を支える体制を構築する取り組みとして、県内行政機関等の関係機関との連携を図るための連絡会を毎年開催しております。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より連絡会開催を中止しアンケートのみ実施いたしました。

2021年度は神奈川県とはオンラインでの会議を開催し、他自治体の皆様にはアンケートのご協力をいただきました。

関係機関の皆様におかれましてはお忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました。

令和3年度 関係機関との連絡会／アンケート

○アンケート項目と説明

<p>問1 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p> <p>⇒ 重症児者を対象とした県・市町村における独自の取組みについて、継続又は新規の事業について教えてください。</p> <p>(県、市町村独自の取組み以外に各地域において重症児者を対象とした支援の具体的な事例や新規事業所、医療機関等の情報提供も含めて可能な範囲で教えてください。また医療的ケア児支援の為に関係機関の協議の場をどこに設定して開催していますか?)</p>
<p>問2 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p> <p>⇒ 今年度より医療型短期入所の対象者要件が改定されました。新たに対象となった「強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者」や「医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児」、「中途障害で重心状態の方」また「重心児者」がどの程度在住(具体的数字)し、どのような課題がありますか?どのような要望が聞かれていますか?またその課題について、各地域でどのような地域生活拠点等事業の実施を検討しているのかも含めて可能な範囲で教えてください。</p>
<p>問3 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p> <p>⇒ 近年医療的ケア児者の増加に伴い多様なニーズがある中、児童福祉法の改正(平成28年6月)、『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』(R3年6月18日公布、9月18日施行)が制定されました。その上で下記の点について状況を教えてください。</p> <p>⇒ 【通所】</p> <p>○各地域において重症心身障害児者や呼吸器など医療的ケアのある児者の利用できる通所事業所はどの程度ありますか?また地域に無くて他市の事業所を利用する場合、通所手段について移動支援など方法があるかと思いますが、その中で課題や具体的対策などありますか?(他市の事業所の送迎や医療職配置の移動支援や送迎に加算をつける等の対応や地域包括ケアとの協働、日中一時などの地域生活支援事業での対応など)</p> <p>⇒ 【在宅生活】</p> <p>○重心児者が在宅生活を続けていくために、各地域で実施している事業などあれば教えてください。</p> <p>(喀痰吸引研修など医療的ケアに対応できる職員や相談支援専門員の育成状況、医療的ケア児等コーディネーターの活用、医療機関や地域包括ケアとの協働事業などの具体例、地域生活支援事業での対応やGH開所などの点において各地域で実施または実施予定の事業があれば教えてください。)</p>
<p>問4 災害対策について</p> <p>⇒ 医療的ケア児者の多くは吸引や呼吸器などで電気が必要な中で生活を送っています。例年台風や大雨による災害が多くなってきている中、在宅で電気が必要な医療的ケア児者に対して実施している対策(電気や酸素の供給方法や地域の消防署などと連携しているケース等)があれば教えてください。また各地域の災害対策を検討する場において、近隣の福祉施設や事業所、療養介護事業所と防災訓練や災害時の対策を具体的に検討しているケースがあれば教えてください。</p>

問5 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等
 ⇒ 神奈川県重心協及び加盟施設に対して、具体的な要望等をご記入ください。また、ご家族や関係機関からの要望や問い合わせ内容等についてもご記入ください。
 様々なご意見をお待ちしております。

【神奈川県 障害サービス課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>県では、次の事業について、引き続き実施していきます。</p> <p>【継続事業】</p> <p>○医療的ケア児等コーディネーター等研修事業 医療的ケア児等に対する支援を総合的に調整する人材を養成することを目的として「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施しています。</p> <p>○在宅重症心身障害児者療育訪問指導事業（障害児等療育支援事業の一部） 療育訪問指導の必要のある重症心身障害児者の家庭に、専門職員を訪問させ、対象児者とその家族に対して療育上必要な助言・指導を行います。</p> <p>○ケア付き通学支援事業（市町村障害者福祉事業推進補助金のメニューの一部） 保護者に代わり看護師等を同行させて医療的ケア児の通学支援を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して、通学支援に要する経費を補助します。</p> <p>○医療型短期入事業所開設促進事業 医療機関や介護老人保健施設の空床等を活用した医療型短期入所事業所の開設を促進し、重症心身障害児者が在宅で安心した生活を送れるよう支援基盤の充実を図ります。</p> <p>○重度障害者地域移行受入移動サポート事業 (1)受入促進事業 共生型サービス事業者が、看護師を配置して在宅又はグループホームで暮らす医療的ケアが必要な重度障がい者の受入を行った場合に、人件費相当額を市町村と協調して補助を行います。</p> <p>(2)移動サポート事業 訪問看護事業者が医療的ケアが必要な重度障がい者を、日中活動の場へ移動するために、看護師を付添わせの場合に要した訪問看護サービスの人件費相当額を市町村と協調して補助を行います。</p> <p>○障害児処遇委託費補助 県所管域の重症心身障害児者の受入先となる、民間医療型障害児入所施設及び療養介護事業所の利用児者について、障害児入所給付費又は介護給付費に加えて、重症児加算などを支弁するとともに、他自治体所在施設に対しては、当該自治体制度で定められた重度等の加算を支払います。</p> <p>○障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業 在宅の重度障害者等であって、障害特性により支援が困難な者や緊急的な支援が必要な方に24時間365日対応できるよう、市町村による地域連携を活用した体制づくりを支援し、支援が困難な障害児者に対するサービス提供体制の整備を図ります。</p> <p>○重度重複障害者等支援看護師養成研修事業 障害福祉サービス事業所等において、医療的ケアが必要な重度重複障がい者等への支援ニーズが増加しており、慢性的に看護師が不足している状況に鑑み、専門的な技術を持つ看護師の養成確保、人材の定着を目的とした研修を実施します。</p> <p>なお、今年度新規に実施した事業はありません。</p>
---	---

	<p>【協議の場】</p> <p>医療的ケア児支援の庁内横断的な連携体制構築のため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係各課による協議の場として「神奈川県医療的ケア児等支援庁内連携会議」を設置しています。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>○重度の障がいのある医療的ケア児の保護者を中心としたアンケートから要望があるものとしては「医療的ケア児が退院した時から切れ目ないサービスを提供してほしい」、「支援に地域差がないようにしてほしい」、「動ける医ケア児者についてもサービスを提供できるようにしてほしい」などの意見があげられました。こうした課題につきましては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（R3.9.18）に伴い、関係各課にて医療的ケア児支援の拡充等について検討しているところです。また本県で把握している重症心身障害児者数は令和2年3月31日時点で3,483人になります。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】</p> <p>○県では医療的ケア児の保護者の方等が、お子さまに必要な情報を入手できるよう、医療的ケア児が利用できる可能性がある各種サービスや制度等の情報をまとめたリーフレットを作成しました。（リーフレットを掲載しているURLは https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/ikea.html）</p> <p>リーフレットでは医療的ケア児受入事業所一覧等を掲載しており、医療的ケア児の受入実績のある通所の事業所は81事業所になります。</p> <p>○通所手段については、医療的ケア児が安心して移動ができるよう看護師の配置等が課題として認識しており、今後検討してまいります。</p> <p>【在宅生活】</p> <p>重症心身障害児者が在宅生活を継続するための支援として、次の事業を行っています。</p> <p>○医療型短期入所事業所開設促進事業（問1にも記載）</p> <p>○喀痰吸引等研修事業</p> <p>医療的ケアが必要な重度の障がい児者の介護に携わる者に対し、喀痰吸引等研修を実施することにより、適正に医療的ケアを実施できる介護・福祉人材の養成を図ります。</p> <p>○医療的ケア児等コーディネーター等研修事業（問1にも記載）</p> <p>○重度重複障害者等支援看護師養成研修事業（問1にも記載）</p> <p>これらの事業を通じて、在宅の重症心身障害児者の方が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>○「県では、在宅の医療的ケア児者に対して、非常用電源を確保する直接的な事業は実施していませんが、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備費に対して補助を行う「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業（国庫補助）」を実施しております。」</p> <p>○市町村の福祉避難所担当者等との会議の中で、災害時における要配慮者支援について、防災訓練等の事例も含め市町村と共有してまいります。</p>

【神奈川県 児童相談所】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	在宅重症心身障害児者訪問指導事業（継続） ・在宅重症心身障害児者とその家族に対し、専門医師及び関係職員が医学並びに日常生活上の問題について助言指導を行う。 (児童については、児相が実施している)
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	県内の児童相談所で把握している重症心身障害児については、令和3年3月31日現在で、367名です。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	該当する事業なし。
問4. 災害対策について	会議等で議題になることが多い内容です。各所の取組みを教えてくださいと思います。

【神奈川県総合療育センター】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	<p><継続事業></p> <p>①医療型短期入所事業（診療所の空床利用）</p> <p>②在宅重症心身障害児者訪問指導事業 ・在宅重症心身障害児者とその家族に対し、専門医師及び関係職員が医学並びに日常生活上の問題等についての助言指導を行います。</p> <p>③早期療育／外来療育事業 ・重症心身障害児者のみを対象とした事業ではありませんが、医師・機能訓練等の専門スタッフとのチームアプローチによる診療・療育等を行います。</p> <p>④巡回リハビリテーション事業 ・専門スタッフによるリハビリテーション等の療育支援とともに、地域療育関係機関等の職員への技術的支援と地域療育体制の整備にかかる支援を行います。</p> <p>⑤療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）の入所調整 ・18歳以上の施設入所について、入所調整会議の開催等の調整業務を行います。</p> <p>⑥重症心身障害の認定 ・18歳以上の重症心身障害者の認定について、市町村より依頼があった場合に認定を行います。</p>
--	--

【横浜市健康福祉局障害施設サービス課】
【横浜市こども青少年局障害児福祉保健課】
【横浜市児童相談所】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>■事業について →重症心身障害児者及び医療的ケアを要する方の受入れを行う障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所を対象とした補助を実施しています。（詳細は問2以降の回答を参照）</p> <p>■医療的ケア児支援の為に関係機関の協議の場をどこに設定して開催していますか？ →令和元年度に、横浜市障害者施策推進協議会の部会として「医療的ケア児・者等支援検討委員会」を設置しています。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児については23人市内に在住しています。（令和3年12月1日時点）</p> <p>強度行動障害があり、医療ケアを必要とする者の受け入れ先が市内に少ない点が課題です。一定の要件を満たした場合に、市外事業所に対しても給付費に上乗せし支払う加算を設けていますが、市内事業所での受け入れが推進できるよう取り組みが今後必要になると考えています。</p> <p>拠点機能については、本市では市内全ての事業所が拠点との考えで行っています。重症心身障害者の緊急時の受入れなど検討が必要と考えています。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所（成人）】</p> <p>■各地域において重症心身障害児者や呼吸器など医療的ケアのある児者の利用できる通所事業所はどの程度ありますか？ →正確な数は把握しておりません。</p> <p>■地域に無くて他市の事業所を利用する場合、通所手段について移動支援など方法があるかと思いますが、その中で課題や具体的対策などありますか？ →市単独補助金により、市内の生活介護事業所に対し、知的A1・身体1級・医療的ケアありの利用者の送迎を行った場合、送迎費1人1回500円の補助を行っています。</p> <p>【通所（児童）】</p> <p>看護師の配置が必須となっている、「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」は令和3年3月末時点で、市内に18か所です。また、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業については、受給証をお持ちであれば、他都市の事業所を利用することは可能です。また、多くの事業所で送迎を実施しています。なお、送迎できる範囲は、各事業所によって定めていますので、ご利用を希望する事業所に直接ご相談をお願いします。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>本市では、人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を必要とされる方に、災害時を想定して平時より、発災した際に必要な準備を、ご本人や支援者が計画作成等を行えるツールとして「わたしの災害対策ファイル」を作成し、横浜市のホームページ等を通じて普及啓発に努めています。</p> <p>なお、現在、医療的ケア児・者を含む要電源医療機器使用者に対する平時・災害時の支援策について、福祉・医療の担当部署で検討しています。</p>

問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	重症心身障害児者の家族による団体からは、重症心身障害者の日中活動の場、短期入所等の施設サービスの充実に関する要望をいただいているほか、移動支援施策の充実や医療機関における重症心身障害児者の受入れ促進、医療的ケア児・者等コーディネーターの充実等について幅広くご要望をいただいています。
---------------------------------------	---

【川崎市健康福祉局障害保健福祉部】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	<p>○訪問看護利用後に連続して、年間80時間、1回最大で240分まで訪問看護を利用できる事業を行っています。</p> <p>○緊急時に利用可能な短期入所先の確保を行っています。</p>
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<p>①短期入所を利用している方で重心児者に該当する支給決定がされている方は、10月末時点で308人となります。</p> <p>②・③現段階ではまだ課題や要望については上がってきていません。</p> <p>④ 地域生活拠点等事業の実施を検討しているのか</p> <p>国においては、障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しており、その整備手法としては、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」や、地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられるとしています。</p> <p>「多機能拠点整備型」については、生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、地域の体制づくりなどの機能を合わせ持つ「地域生活支援拠点」の施設を、これまでに3か所整備しました。</p> <p>令和5(2023)年度を目途に、地域生活支援拠点（多機能拠点整備型）の施設を高津区と麻生区に整備するとともに、未整備地域を中心に新たな整備について検討を進めます。</p>
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】</p> <p>① 利用できる通所事業所はどの程度ありますか？</p> <p>重症心身障害児が利用できる通所事業所につきましては、令和3年10月末時点で児童発達支援事業所が6事業所、放課後等デイサービスが10事業所となっています。</p> <p>②課題や具体的対策</p> <p>他市の事業所に通所する手段としては、市の事業では「福祉キャブ運行事業」や、市の事業ではないですが「福祉有償運送」などのサービスを御利用されることが想定されます。</p>

	<p>【在宅生活】①地域生活支援事業での対応やGH開所などのグループホームの整備については、「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金」において、肢体不自由の方のためのグループホーム整備の補助金の拡充や、「川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会」において、認定調査における行動関連項目の合計点が高い方の入居を多く想定している事業所に加点をするなど、行動障害などを主とした重度障害者に対応したグループホームの整備を進めているところです。</p> <p>②課題や具体的対策 特にありません</p>
問4. 災害対策について	○24時間人工呼吸器使用者に対する、非常用電源給付事業を行っています。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	○短期入所先のさらなる確保 ○受入れ可能な通所事業所の確保等の要望を聞くことがあります。

【川崎市こども未来局こども家庭センター】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	特にありません
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	児童相談所ではそもそも対象者要件が改訂されたことを把握していませんでした。現時点で住民や関係機関から要件について問い合わせ、相談を受けることもないため課題は不明となります。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	公立病院での短期入所事業は継続中となります。 その他、特に新規事業予定はなし。（児童相談所においては把握しておりません。）
問4. 災害対策について	特にありません
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません

【相模原市高齢・障害者福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>○ 要医療ケア障害児在宅支援事業（継続） 市内にある北里大学病院が運営する小児在宅支援部門のメディカルショートステイ病床（医療保険）について、市内在住の医療的ケアが必要な重症心身障害児が安心して在宅生活を継続できるよう、運営に対し補助している。（市民専用ベッド4床、市児童相談所の緊急時利用として1床を確保している。）</p> <p>○ 重症心身障害児者訪問看護支援事業（継続） 医療保険としての訪問看護に続けて、福祉サービス分を追加し、訪問時間を90分程度延長することで、保護者の介護負担の軽減を図っている。</p> <p>○ 重症心身障害児（者）看護研修事業（継続） 重症心身障害児者・医療的ケア児等を支援している看護師や支援者等を対象に、技術・知識の向上を図り、また、障害への理解の普及・啓発を進めるための研修等を実施している。</p> <p>○ 在宅重症心身障害児者支援事業（継続） 在宅の重症心身障害児者のうち、児童相談所長が支援を必要と認める者で医師や施設の専門職員が訪問等により医療や療育等の助言、指導を実施している。</p> <p>○ 重症心身障害児等の生活実態調査（令和2年度実施） 18歳以下の重症心身障害児、医療的ケア児を対象に障害福祉サービス、医療的ケア等の状況を把握し、今後の支援や施策等を検討するため、アンケート形式で生活実態調査を実施した。</p> <p>○ 『医療的ケアが必要なお子さん・重度の障害のあるお子さんとそのご家族のためのハンドブック』の作成（新規） 医療ケア児・重症心身障害児等の退院後の相談窓口、利用できるサービス等の情報をまとめ、家族や関係者に活用してもらうためのハンドブックを作成した。</p> <p>○ 民間障害福祉施設運営費助成事業（市単独加算）（継続） 障害児者に対するサービス向上及び地域に不足する事業等を促進し、質の高いサービスを提供できるよう介護給付費、訓練等給付費又は障害児通所給付費に加算して事業者に助成を行う。重症心身障害児者に対しては重症心身障害者加算、重症者加算、送迎加算等の助成を行っている。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>新たに医療型短期入所の対象者要件になった人数の把握は行っていない。医療型短期入所事業所と受入れ人数が少ないので、家族から医療型短期入所事業所の開設の要望がある。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 児童発達支援・放課後等デイサービス…11か所、医療型児童発達支援…1か所、居宅訪問型児童発達支援…1か所、生活介護…9か所。通所系の障害福祉サービス事業所については市の単独加算において送迎加算等で助成を行っている。</p> <p>【在宅生活】 問1のとおり事業を実施している。令和4年度に医療的ケア児等コーディネーター2名を配置し、相談体制の構築を行っていく。</p>

<p>問4. 災害対策について</p>	<p>災害時に在宅で電気が必要な医療的ケア児者の対策については実施している事業はないが、医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律でもあるように政府の検討に注視し、対策を考えていく必要がある。</p> <p>災害時においては、障害のない方と同様に一般の避難所へ避難後に一般の避難所や在宅での生活が著しく困難となった場合に福祉避難所を開設し受け入れを行う。また、福祉避難所については、あらかじめ市立の福祉施設や、市と協定を締結した民間の福祉施設を福祉避難所として位置づけている。</p> <p>令和元年度に福祉避難所として協定を締結した市内の支援学校と防災研修会を実施したが、その後新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>電気式医療機器を利用している医療的ケア児等を対象に災害時非常用電源を日常生活用具の対象としている市町村と市の単独事業で購入費の助成をしている市町村があるが、厚生労働省は非常用電源は日常生活用具に含まれないとの見解である。医療的ケア児等の非常用電源を日常生活用具の対象とするよう国に要望していきたいと考えている。</p> <p>重症心身障害児が支援学校に所属しているときは放課後等デイサービスを利用することで夕方まで過ごせるが、支援学校卒業後に生活介護に移行すると帰宅時間が早まって、家族が仕事を減らさざるを得なかったり、介護負担が増えてしまうという声がある。</p>

【横須賀市福祉部障害福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>継続事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児者短期入所事業（加算） ・重症心身障害児者 空床補助 ・重症心身障害児者 職員配置補助 ・重症心身障害児者短期入所拠点事業所 配置事業補助 ・緊急短期入所受入加算
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>新たに対象となった「強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者」や「医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児」、「中途障害で重心状態の方」から医療型短期入所の相談等はなく、対象者数も把握していません。なお、重症心身障害児者に関しては、横須賀市児童相談所で把握しています。</p> <p>また、改定に伴う要望もなく、地域生活拠点等事業の実施についても検討していません。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>重症心身障害児者や医療的ケア児者が利用できる生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所、医療型児童発達支援事業者が、市内に数か所あり、家族の送迎の他に、事業所の送迎や移動支援を利用し、通所されています。</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターは、令和4年度に横須賀三浦圏域で配置を予定しています。</p>

<p>問4. 災害対策について</p>	<p>本市では、ひとり暮らし高齢者や重い障害のある方等で在宅で生活している方を対象に災害時要援護者支援プランを用意しています。これは、市が持っている個人情報のうち、支援の対象となる災害時要援護者本人の同意を得た上で、その方々の情報を町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援者に提供するものです。地域の支援者は、提供を受けた情報をもとに、災害時要援護者宅を訪問し、身体等の状態や避難支援の方法等について確認するとともに、あらかじめ直接支援に向かう近隣の支援者を取り決め、日ごろから交流を心がけていただき、災害発生時には、情報の提供、安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行っていただくことになっています。</p> <p>災害時要援護者支援プランは、市のwebサイト等にて広報している他、身体障害者手帳取得者を対象とした説明会では、希望者にその場で登録を受け付けています。</p> <p>福祉避難所は1次から3次まで、必要に応じ開設されますが、速やかな避難を実現するため、一旦全ての住民が地区の小中学校に設置される震災時避難所に避難するようにしています。</p> <p>1次福祉避難所は、各震災時避難所開設後、必要に応じて、教室や多目的室等に設置されます。対象となるのは、集団による避難生活が困難となる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち、特別な配慮を必要とする方、としていて、例えば、寝たきりの高齢者や障害者で、オムツをしている人や、おおむね生後3か月までの乳児とその母親、医師から安静指示が出ている妊婦、大声を出す、動き回る等、行動のコントロールが難しい障害者等を想定しています。（病人や重症のけが人などは地域医療救護所へ搬送されます）</p> <p>なお、発災後2～3日程度で、各避難所には保健師等が巡回訪問し、避難者の健康や心のチェックをします。そこで1次福祉避難所での対応が困難と判断された方は、2次・3次福祉避難所への搬送を検討することとしています。</p> <p>一方、福祉施設等は、災害等にあっても最低限のサービス提供を維持していただくことが求められています。そのため、災害時においても事業継続できるよう、平時よりBCP（事業継続計画）の策定をお願いしているところです。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>【医療的ケア児の保護者等からの要望等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で外に出る機会が減ると、発達面の心配があり、ストレスをどう解消したらよいか分からない。 ●家族がコロナに罹ったときに子どもをどこで預かってもらえるのか分からない。想像すると不安が大きい。 ●きょうだい児と学校の自粛期間等が違うと対応が大変（送迎がないため）。 ●移動支援が使えないため親の体調不良やきょうだい児の学校行事があると通学できない。 ●医療的ケア児が利用できる事業所が少ない（情報もない）。 ●未就園の時の預け先がない。 ●18歳未満でも入浴サービスを使用できるようにしてほしい。 ●ひとり親の場合、短時間しか働けないので将来的な不安がある。 ●親が亡くなった後が心配（重心ではないので障害者施設に入居できない）。 ●災害時の心配（電源確保、必要物品を持つての避難困難）。 ●外国語の方への支援がスムーズにいかない。

【横須賀市 児童相談所】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅重症心身障害児者療育指導事業の継続 医療的ケアの有無にかかわらず、在宅で療育生活を営む重症心身障害児者及びその家族に対し、医師等による訪問医療指導と施設職員等による訪問療育指導を毎年実施しています。 ・新規事業はありません。
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市の重症心身障害児者は、令和3年10月末現在で155名で、在住者は82名です。 ・児童相談所では、新判定スコアに変更後、特に要望等は聞かれません。
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特にありません。</p>

【藤沢市福祉健康部障がい福祉課／子ども家庭課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>1 継続事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 湘南東部圏域あんしんネット（地域拠点事業所配置事業）を実施。 (2) 藤沢市障がい者総合支援協議会の専門部会として重度障がい者支援部会を開催し、課題の抽出、共有や対応を検討。 (3) 藤沢市重度障がい児放課後等デイサービス受入れ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度4月開始。 ・市独自事業で、重度の知的・身体障がい児及び医療的ケアが必要な障がい児を受け入れるにあたり、必要となる看護師等に要する経費を助成する制度。令和3年12月現在、2事業所が対象となっています。 <p>2 新規事業</p> <p>特になし</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>1 把握状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者 1人 (2) 医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児 1人 (3) 中途障害で重心状態の方 不明 (4) 重心児者 116人 <p>2 課題</p> <p>医療的ケア児も医療型短期入所の支給決定が可能になったが、利用できる施設が少ないこと。</p>

<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>1 通所 ・施設の状況 児童発達支援センター1か所 児童発達支援・放課後等デイサービス併設事業所2か所 放課後等デイサービス事業所3か所 生活介護事業所5か所 ・送迎の状況 障がいの状態により、移動支援を送迎に利用できますが、看護師等ではないため、支援中に医療的ケアを実施することはできません。</p> <p>2 在宅生活 支援提供者のネットワーク形成、支援の充実などを目的に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者と関係機関で「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」を設置し、地域課題について検討を始めています。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>1 避難行動要支援者名簿の作成 大規模災害時に自力で避難することが困難となる方について「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織等に提供することで、地域における避難支援体制づくりを推進しています。</p> <p>2 個別避難計画の検討 庁内関係各課で個別避難計画の検討を行っています。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>在宅重症心身障害児者の緊急時の短期入所等の受け入れを引き続きお願いいたします。</p> <p>また、毎年関係機関との連絡会を開催していただき、ありがとうございます。こちらに出席し、本市としても関係機関との情報共有や課題の解決に努めたいと思っております。</p>

【平塚市障がい福祉課／こども家庭課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>重症心身障害児者に限定した市独自の事業は実施しておりませんが、障がい福祉サービスに関しては、総合支援法上の療養介護や地域活動支援事業等を組み合わせて医療的ケアを必要とする方への支援に取り組んでいます。</p> <p>重症心身障害児者を対象とした取組について、圏域での事例共有や資源の確保を引き続き進めていきます。</p> <p>なお、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、こども家庭課発達支援担当となっています。</p>
---	---

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>【こども家庭課】 重心認定している児は32人把握しています。現在、医療型短期入所の利用は0名ですが、今年度の障害児通所支援の支給については、令和3年度の報酬改定に伴い、通所事業所、病院、保護者に通知を送りました。4月中に、通所事業所から市役所に基本スコアのコピーを提出してもらうようにし、受給者証を発行しました。新判定スコアの原本は、家族から病院に渡し、見守りスコアを記載してから、通所事業所経由で12月中に市役所に提出される予定です。新判定スコアが全て記入され、点数が変わる方については、提出月の1日から遡って再度受給者証を発行します。</p> <p>【障がい福祉課】 重心認定している者は55人把握しています。湘南西部障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業としてソーレ平塚を活用するとともに、医療型短期入所については、茅ヶ崎新北稜病院の利用実績があります。</p> <p>緊急一時入所が必要な場合、受け入れの調整に苦慮することがあります。地域生活支援拠点の整備について検討していく必要があります。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 市内では児発1か所、放デイ2か所、把握しています。移動支援は行っていません。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>重症心身障害児者等の障がい者や高齢者のうち、指定避難所での避難生活が困難な方については、本市に9か所ある福祉避難所や本市と協定を締結している法人所管の福祉施設での受け入れを想定していますが、現時点で対象者数は把握しておりません。</p> <p>なお、災害時に一人で避難することが困難な方については、本市避難行動要支援者支援制度への登録を促しており、個別計画の策定は、地域(自治会・民生委員児童委員等)に作成をお願いしています。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>【こども家庭課】</p> <p>本市には、近隣で短期入所や日中一時支援事業が受けられる場所が多くありません。保育園の一時預かりのような預け先など多様な形での預かり先の確保が課題です。通学も保護者が送る必要がある場合が多く、保護者が安心して就労することが難しいのが現状で、朝の安定した送迎の確保も課題です。</p>

【鎌倉市障害福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>【継続事業】 ※重症心身障害児者も対象に含む事業として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費利用者負担額の助成 ・ 紙おむつ（日常生活用具給付事業）の基準額内での利用者負担0円 ・ 「サポートファイルかまくら」の普及啓発 ・ 湘南東部圏域障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（湘南東部あんしんネット）の実施 等 <p>【医療的ケア児の協議の場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度（2019年度）から「鎌倉市発達支援システムネットワーク」の推進協議会を協議の場として位置づけています。
---	--

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>【把握在住人数】 本市では、児童相談所からの連絡等を元に重症心身障害児者の名簿を作成しており、令和3年（2021年）12月時点で48名となっています。このほか、対象者要件の改定に伴い新たに対象となった方を約2名把握しており、合わせておおよそ50名程度であると把握しています。</p> <p>【課題・要望】 「強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者」については、受入れ可能な施設等が見つからず、入所が困難になっているケースがあります。そのような課題については、県及び圏域と連携しながら入所先を探していくとともに、自立支援協議会において地域生活支援拠点の機能について協議を行うなかで検討していきたいと考えています。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 本市では、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、児童の状況に応じて重症心身障害児の受入れ、対応を個別に行っている事業所があります。 受入れが可能な事業所の確保をはじめ、地域のニーズに対応できる体制の整備が課題です。</p> <p>【在宅生活】 ※重症心身障害児者も対象に含む事業として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護 <p>本市では、障害者虐待防止法に基づき、平成24年度（2012年度）から虐待を受けた障害者の緊急一時保護のため居室の確保を、短期入所事業所などに委託して実施しています。また、令和3年度（2021年度）から虐待に限らず、介護者の不在等の緊急時における保護も実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等 <p>本市では、面的な整備として、整備することを目標として掲げており、「緊急時の対応」について、優先的に取り組むこととしています。現在自立支援協議会での協議を重ねながら緊急時の対応を円滑にするための仕組みを検討しているところです。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>在宅で電気が必要な医療的ケア児者に特化して実施している対策や方針は決まっていない状況ですが、市内の指定されたすべての福祉避難所に非常用発電機（プロパンガス式）を整備しています。また、福祉避難所の運営ガイドラインを策定しており、今後はマニュアルの整備について検討しています。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特にありません。</p>

【小田原市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の支援に関する連携のための庁内連絡会議 → 医療的ケア児の支援にかかわる保険・医療・福祉・保育・教育の関係課が集まり、支援に関する協議や情報共有を図っている。 ・ 小田原市ケア付き通学支援事業 → 医療的ケアが実施可能な看護師等が医療的ケア児と同乗し通学の移動を支援する。 ・ 小田原市障害児医療的ケア提供体制整備事業 → 医療的ケア児を受け入れ可能な放課後等デイサービス事業所を確保するため、看護師を配置し医療的ケアを要する障がい児を受け入れた事業所に、その人件費の一部を助成する。
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れ可能な施設の調整が難しい（看護師の配置等、施設側の受入体制の整備が困難）。
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 医療的ケアのある児が通所可能な児童発達支援事業所は3ヵ所、放課後等デイサービスは4ヵ所あると把握しているが、者が通所可能な生活介護事業所については、正確な数を把握していない。また、本市では通所時の移動支援は認めていないため、事業所または家族の送迎で通所していただいている。そのため、事業所の送迎がなく家族の送迎も困難な方については希望している通所先に通えない可能性がある。</p> <p>【在宅生活】 在宅生活に直接つながらないが、問1で回答した事業を実施している。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の運用方法について検討はしているが、まだ具体的な内容は決まっていない。
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特になし。</p>

【茅ヶ崎市障害福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心生活支援事業 令和3年2月より事業内容を拡大し、これまでの体験宿泊の機会に加えて、緊急一時的な受け入れに対応できる状況となりました。
---	--

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型の短期入所は市内は新北稜病院のみの受け入れとなっているため、他市にお願いしている状態。しかし、他市も受け入れが難しく、結果的に利用したいときにできない、緊急事態に対応できていない。 ・医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応は現在までに1件。その都度判定スコアを出してもらっているようにしている。
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内3か所他（児者合わせて）・市外2か所他（児者合わせて） <p>【日中一時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内1か所他・市外1か所他 <p>【送迎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族送迎（通所交通費支給）か、事業所の送迎。課題は家族送迎の際に介護者不在になった時に送迎者がいないため通えなくなる。 ・緊急時の入所の課題がある。
<p>問4. 災害対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所地域保健課が『災害時の人工呼吸器装着児者のための手引き』を作成している。また災害時の電源の確保については、昨年度に保健所地域保健課が人工呼吸器等の製造、販売業者を呼び情報交換を行っている。
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所先を増やしてほしい。 ・緊急で入所できる施設を増やしてほしい。

【逗子市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等事業を令和2年度末に整備し、今年度よりハイリスク者の情報共有などを行っている（実際の受け入れ先等は調整中）。 ・市の単独事業ではないが、県の在宅重症心身障害児者訪問指導事業を活用することで日常生活上の問題等に適切な助言指導を受けている。 ・国庫補助による看護師資格を有する学校看護助員を市立小・中学校に派遣することにより医療的ケアの必要な児童生徒について安全な学習環境の整備を図っている。 ・こども発達支援センターに保健師や看護師を配置し、重症心身障害児も専門職による療育的支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用可能にしている。
---	--

問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<p>市で把握している在宅ケースは次のとおり</p> <p>医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児…1名</p> <p>重心児者…9名</p> <p>動けるという理由で（抜管などの恐れがある）、医療型短期入所を断られたケースがあった。</p>
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】特に医療的ケア児の通所事業所は市内に少ないため、市外の事業所への通所を希望する児もいるが、送迎が課題となっている。移動支援や行動援護の支給決定を行ったとしても喀痰吸引のできるヘルパーが少ないため実際の利用が難しい。通所先の事業所が本市まで送迎を行っていただけるとありがたい。</p> <p>【在宅生活】 特になし</p>
問4. 災害対策について	<p>鎌倉保健福祉事務所が中心となって圏域で医療的ケア児を対象に「災害時の手引き」の作成を行っているが、避難訓練の実施までには至っていない。</p> <p>補完的な対策として市障がい福祉課の災害用備品として発電機を確保している。</p>
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	<p>動けるという理由で（抜管などの恐れがある）、医療型短期入所を断られたケースがあった。</p>

【三浦市福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	<p>重症心身障害児者のみを対象とした取組みではありませんが、令和元年度から自立支援協議会内の相談支援部会のワーキングとして医療的ケア児についての検討会を設置し、医療的ケア児の実態把握や課題の検討を行っております。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から検討会は行えませんでした。今年度は開催を予定しており、医療的ケア児等の対象者の確認や支援について検討を行う予定です。</p>
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<p>令和3年度より医療型短期入所の対象者要件が改定されましたが、それに伴う相談や要望等は特段ありません。</p>
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>本市には、その方の支援の内容等によって事業所が受け入れ可能かについて個別に判断を行い、状態像によっては利用できる事業所はありますが、他市の事業所を利用している方もいらっしゃいます。本市の移動支援は、通所通学は対象外になるため、その場合は、事業所の送迎車を利用しているか、家族が送り迎えをしていると思われます。</p>

問4. 災害対策について	災害時の対策については、現在特に取り組みは行うことが出来ていません。今後、医療的ケア児についての検討会の中で検討を行っていききたいと思います。
--------------	---

【秦野市障害福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	日中一時支援事業での重症心身障害児者に対する加算を行っている。 医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場は、障害者支援委員会のこども部門下に「医療的ケア児支援者情報連絡会」という名称で運用していく予定。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	31名 現状のところ特になし
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】</p> <p>現在のところ、利用できる事業者は民間のリノア（放デイ、日中一時支援）及びあじさい（生活介護）の2か所のみ。送迎対応もしてくれており、大変助かっている。</p> <p>【在宅生活】</p> <p>神奈川県主催の医療的ケア児等コーディネーター研修を受講修了者が令和2年度までに2名受講終了しており、令和3年度も新たに3名受講予定。研修受講修了者を中心に国が求める令和5年度までの配置に向け、今年度、協議の場を運用する予定。</p>
問4. 災害対策について	災害時に一次避難所では障害の特性などにより、その環境になじめない障害をお持ちの方の二次的な避難所として、市内の障害者福祉施設11施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特になし

【厚木市障がい福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日～ 重度障害児メディカルショートステイ事業 ・平成28年4月1日～ 重度障害者訪問看護支援事業
--	--

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型短期入所の対象者要件が改定されたことによる影響により、要望があがるようなことは、現状特段ない。 ・問2に記載の「重心児者」等については、市内に80人程度は在住していると思われるが、正確な数字までは把握できていない。 ・令和3年11月に入所施設及び通所施設等に対し、令和3年度に創設した「地域生活支援拠点機能強化補助金」に関する説明会を実施し、入所施設だけでなく通所施設においても緊急一時入所の対応を呼びかけを行った。
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 医療的ケア児者の受入れを行っている通所事業所は、市内に5箇所程度となっている。</p> <p>【在宅生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害児メディカルショートステイ事業 ・重度障害者訪問看護支援事業 ・医療的ケア児等コーディネーター研修を相談支援専門員等に積極的に呼びかけ、研修を修了した相談支援専門員等の数を増やす。
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>厚木市日常生活用具給付等事業において、令和3年4月1日から、「人工呼吸器用自家発電機」及び「人工呼吸器用外部バッテリー」を項目として追加した。対象者は、主に呼吸器機能障害3級以上の方等の条件を満たした方を対象とし、発電機は補助基準100,000円、バッテリーは50,000円とした。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>コロナ禍の中での医療型短期入所等のレスパイト先の確保や通学支援が課題として挙げられているので、各市の状況を確認していきたい。</p>

【大和市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>重症心身障がい者の対応に配慮した設備を整えている施設（生活介護事業所）に委託し、入浴サービスを実施している。これらは寝たままの入浴が可能となっており、利用者の入浴介護には医療的な配慮として看護師が常駐している。</p> <p>現在、重症心身障がい児者を対象とした施設（当市内は特に）は空きがほとんど無い状況であり、特別支援学校を卒業する重症心身障がい者の受け入れ施設をどのように確保していくかが大きな課題となっている。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児のための「重度障がい児メディカルショートステイ事業」を開始した。緊急時に短期入所や一時保護先が確保できなかった場合、市単独事業として15歳までを対象に市立病院で受け入れるもの。</p>
---	---

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>市内に重心児者は66名いるが、市内の医療型短期入所先の数が少なく、ほとんどの方が市外の事業所を利用しているのが現状である。</p> <p>身近で利用できる市内の事業所設置の要望や緊急時に利用できる事業所の開設の要望があります。</p> <p>現在は、県央地区の地域拠点事業も活用しながら対応をしていますが、今後は市内事業所でも対応できるよう働きかけが必要であると考えます。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>①通所については、市内に4事業所しかなく、空きがほとんど無い状況である。他市で受け入れをしてもらうために、医療職配置加算を事業所毎に個別で締結して受け入れていただいている例がある。</p> <p>②在宅生活ができるよう、市自立支援協議会の医療・福祉連携部会において、「医療的ケア児の支援体制」についても協議をしている。医療的ケア児や重度の障がいを抱える児童が利用する社会資源が少ないことが大きな課題であり、その中でもこれらの児童の入浴介助ができるヘルパーを育成する研修会を本部会共催で実施している。研修会での講師は理学療法士やリハビリテーション専門職の方であり、市内の短期入所施設の浴槽を使いながら、負担のかからないコツ等を講義している。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>①重症心身障害児者のリストを作成しており、1年に1度は更新している。</p> <p>②自然災害等が生じた際に、最初は小学校・中学校・高校といった避難所へ避難し、市の保健師のスクリーニングを経てから優先度に応じて、福祉避難所（コミュニティーセンター・保健福祉センター・松風園・勤労福祉会館）へ向かう。また、大和市内の障害者支援施設と災害時協定を結んでおり、有事の際には障がい者の方の宿泊等の対応を依頼している。</p> <p>③自立支援協議会で設置している減災対策部会等で周知を検討している。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特になし</p>

【伊勢原市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>(1) 看護師が配置されていない時間がある通所施設や保育所、学校等に訪問看護師を派遣し、医療的ケアの支援を行う「医療的ケア支援事業」を令和2年に新設。</p> <p>(2) ケア付き通学支援の実施に向け、関係機関と検討中。</p> <p>(3) 日中一時支援事業において、重心または医療的ケアが必要な障害児者を受け入れた事業所に対して加算を付ける。（平成27年度より実施）</p>
---	---

<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者：0名 新判定スコアにおいて16点以上である障害児：6名 中途障害で重心状態の方：3名 重心児者：33名 を市で把握している。 医療的ケアに対応できる事業所や支援者の不足、またコロナ禍の影響により、希望している支援（居宅介護・短期入所等）が受けられないケースがある。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>市内で重心児者や医療的ケア児者の受け入れ可能通所事業所は、2か所。 事業所の送迎もしくは保護者送迎で通所しているが、「医療的ケア支援事業」を令和2年に新設し、保護者の可能な範囲で利用している。 医療的ケア児コーディネーターの設置や活用については、協議会にて検討中。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳取得時等に災害時要援護者登録制度を案内や、平塚児童相談所から重心認定を受けた旨の情報提供を受ける等して、救護支援を必要とする方を把握。市内3箇所の事業所を福祉避難所に指定。利用者や家族に対しては市WEBページや市公式ツイッター、フェイスブックのSNSを通じて福祉避難所開設等の情報を周知。 ・近隣の福祉施設や当事者参加の下、防災訓練、災害対策本部職員による講話、防災センターの見学等の活動を実施し、対策を検討している。
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>引き続き、重症心身障害児者・医療的ケア児者に対応した事業所の情報のとりまとめや、災害時の対応について、情報の発信をお願いしたい。</p>

【海老名市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>重症心身障害児者のみを対象した市町村独自の取り組みはございません。しかしながら、平成30年に開所した海老名市障害者支援センターあきばにて実施している生活介護事業の定員に重症心身障害者用の枠を設けるなど、重症心身障害児者の方々が地域で暮らしていけるよう支援をしております。</p> <p>また、医療的ケアに係る協議の場については令和3年度に自立支援協議会の個別部会である児童部門（チーム育つ学ぶ）において、現在の関係機関における医療的ケア児との関わりや課題について協議を実施しました。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>海老名市では令和4年度の地域生活支援拠点の立ち上げに向けて現在検討を行っているところです。緊急時の短期入所先としては海老名市障害者支援センターあきばに緊急短期入所用のベッドを1床確保しておりますが、同施設は医療型の短期入所場所ではないため、今後課題を整理しつつ、医療的ケア児者の緊急時の受け入れ先についても研究を進めて参ります。</p>

<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】現在、市内に重症心身障害児に特化した放課後等デイサービス（重症児デイファミリー海老名）が1か所、人工呼吸器等の医療的ケア児を受け入れる日中一時支援事業所（たけのこクラブ）が1か所ございますが、その他の通所先も含め実際に利用される際は対象者の状態像により個別に相談が必要になります。また、通所手段については事業所の送迎サービスを利用するか保護者に送迎して頂いております。</p> <p>【在宅】現状では特筆すべき事業を実施しておりませんが、今後医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて研究を進めて参ります。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>避難場所は福祉避難所を想定していますが、医療的ケアの状況によっては病院での対応が必要になります。</p> <p>要支援者名簿の作成は実施し、毎年更新をしております。個別計画の作成はこれからの課題となっている状況です。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特になし。</p>

【座間市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児を要する障がい児者の日中一時支援事業と、重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業を実施しています。 ・令和5年度設置予定の座間市児童発達支援センターでは、医療的ケア児、重症心身障害児を対象とした事業を実施予定です。 ・令和2年度から事務局を障がい福祉課とした医療的ケア児支援協議会を設置し、令和3年度は1回開催しています。
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所（障害者医療型）支給決定人数：8名（令和2年度） ・短期入所（障害児医療型）支給決定人数：9名（令和2年度） ・中途障害で重心状態の方：5名（定義づけが難しく概数です） ・重心児者：重症心身障害の認定は県でおこなっているため、正式な数は未把握です ・要望： <ul style="list-style-type: none"> 医療行為があると預け先がありません。兄弟姉妹の預け先について。コロナ禍で短期入所のアメニティが持ち出しになった事業所があった。介護者がコロナにかかるなど病気になった時の預け先。
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児を要する障がい児者の日中一時支援事業と、重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業を実施しています。 ・移動支援の事業所が少なく、課題と捉えています。

問4. 災害対策について	在宅で電気が必要な医療的ケア児者に対して、電気、酸素等の供給方法に対して実施している対策はありません。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	今後も重症心身障害児者の方のために御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

【南足柄市福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	<p>重症心身障害児者を抱える家族介護負担軽減や親なき後の介護のため、施設入所の調整を継続的に行っています。県から重症心身障害者施設入所調査があった際に、重心認定者に情報提供と本人家族の状況、在宅生活の介護状況の確認を行い、必要があれば相談支援や計画相談事業所及び通所事業所等と連携を図りながらケース会議等を開催するなど、支援体制の確保を継続して行っております。</p> <p>また、在宅の重度障害者であって、支援が困難であったり緊急的な支援が必要な方に対し、県西地域で障害福祉サービス等地域拠点事業所（県西あんしんネット）を実施しており、関係機関と連携し重度障害者の受け入れ態勢の強化に努めています。</p>
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<p>現在、医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対象者は7名（長期入院者や施設へ既に入所済の方を除く）おりますが、課題はコロナ過で短期入所の受け入れを中止しているところが多く、なかなか長期入所の空きが出て短期入所での受け入れ経験がないと入所まで踏み切れないご家族が多い印象を受けています。コロナ過ということですが、短期入所での受け入れも検討していただけると対象者及びそのご家族が助かると考えます。</p>
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】市内には医療的ケアのある児者の利用できる通所事業所は1か所あり、その事業所を利用することが多いです。</p> <p>【在宅生活】地域の自立支援協議会の中で、医療的ケア児者に対して何ができるのかを協議し始めております。</p>
問4. 災害対策について	<p>現在のところ、電気が必要な医療的ケア児者に対して実施していることはございませんが、今後は防災訓練や災害時の対策を近隣の福祉施設や事業所、療養介護事業所と連携して具体的に対応することを検討してまいります。</p>
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	<p>今後も、県重症心身障害者関係施設協議会が中心となり国や県に重心の方や家族を代表して要望書等を提出していただきたいと思います。（日頃ご家族とお話する中では、県西地区においての重症心身障害児者が入所できる施設増設の要望があります。）</p>

【綾瀬市障がい福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>市の単独事業として、市内の放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業所を対象に、重症心身障害児者を受け入れた場合の職員の人件費補助を行っている。また、医療的ケア児等の協議の場については自立支援協議会の「こども支援連絡会」に設置していますが、構成員や運用について検討・調整段階であります。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>当市において、医療型短期入所の対象者要件で在宅の方は19名おります。要望としては、近隣にレスパイトする短期入所先がなく、受け入れ可となっても遠い施設になってしまうため、送迎などで負担が大きく利用が難しいことがあげられております。地域生活拠点等事業の実施については、市内の短期入所施設で緊急時の受入事業を実施していますが、医療的ケアが必要な方の受入ができない状況であります。今後、医療的ケアが必要な方の受入については、県央地区ないしは県域単位で検討が必要と考えているため、県を含め協議していきたいと考えます。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>通所：当市において重症心身障害児者や呼吸器など医療的ケアのある児者の利用できる通所事業所は2か所ございます。他市の事業所を利用する場合は、事業所の送迎にて対応してもらっておりますが、送迎対応が難しい市外の事業所を利用している重度障がい者（車いすの身体1、2級・知的A1の重複障害）については、移動を支援するため、綾瀬市リフト付車両による障害者通所移動支援事業を実施しております。（この事業は社会的な理由で自家用車で送迎ができない場合に臨時的な移動支援を行うものです。） 在宅生活：事業を検討中の段階であります。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>災害対策として、市内福祉避難所への発電機の配備を検討しております。また、福祉避難所には高齢者施設もあるため、障がいへの理解啓発なども検討中であります。</p>

【葉山町福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>特になし</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>中途障害で重心状態の方：1人 重症心身児者：4人 要望：中途障害になった方の両親からは、親亡き後を考えて、入所の希望が出ています。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>現在のところ、通所先はなし 移動支援については、具体的対策はなし</p>

問4. 災害対策について	電気が必要な方には、台風など事前に予測がつく災害の場合は、事前に電話し、停電の場合の対策と、困ったことはあるかお聞きしています。 ご家族が町内会と協力し、防災倉庫に発電機を置いている方もいます。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特になし

【寒川町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	湘南東部圏域障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	町内の重症心身障害児者の把握はしており、医療型短期入所事業所開設促進事業については、寒川町では該事業所が無い状況となっています。現状では対象者などから具体的な要望は上がっていない状況です。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	通所については、現状大きな問題は起こっていません。 在宅生活における支援としては、今年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、相談支援事業所の職員が受講中であり、令和4年度のコーディネーター配置についても、検討中です。 重症心身障害児者が在宅生活を送るために重度訪問介護の活用が考えられるが、提供できる事業所（ヘルパー）がごくわずかである事が課題であると考えています。
問4. 災害対策について	町内在住の重症心身障害児者については、近隣の障害者福祉施設や養護学校と協定を結び、災害時に福祉避難所として受け入れを要請することが可能となっています。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません。

【大磯町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	・特にありません。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	・重心児者の在住数：9名（うち児1名、者8名） ・現在、課題となっている情報は確認されていない。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に重心児者対応の通所事業所はありません。 ・町外の事業所に通所している重心児者は、親族の送迎又は事業所の送迎で賄えているため、現時点で課題は確認されていない。 <p>【在宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会において、人材確保、人材育成をテーマとして、各事業所等の取り組みや状況を共有し、それぞれの事業所に括かしていけるように協議をした。
問4. 災害対策について	・災害時避難については、避難行動要支援者の登録を情報提供させてもらっている。重心の方の避難場所については、環境等十分な体制がとれているわけではない為、療養介護施設等での受け入れの協力があると大変助かると感じている。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	・特にありません。

【二宮町福祉保険課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	特になし。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	医療型短期における要望は特にありません。また、地域生活拠点事業についても、基本的な整備状況や設置状況が確定していない状況です。

<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 医療処置が必要な対象者を受け入れている施設は1か所あるが、医療に特化した施設ではない。</p> <p>【在宅支援】 特になし。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>発災後、状況に応じて福祉避難所が開設される予定です。十分ではありませんが、備品・設備は保有しております。</p> <p>また、医療機器等の精密機械に供給する電源について、発電機以外の手段も検討していく予定です。</p>

【中井町福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>特にありません。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>対象者：0人</p> <p>特にありません。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>近隣市に2か所程度</p> <p>現段階で、利用者がいないため、特にありません。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>特にありません。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特にありません。</p>

【大井町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、現在未設置ではありますが、近隣市町と地域自立支援協議会の部会内で設置について検討を進めております。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、医療的ケアの新判定スコアにおいて16点以上である障害児、中途障害で重心状態の方については、人数の把握しておりません。また、当町において重心児者は5人の方が在住しておられます。課題はあろうかと認識しておりますが、これらの方々からの要望はいただいております。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	重症心身障害児者の利用できる通所事業所については、町外ではありますが、比較的近隣に2か所ほどあります。いずれも通所手段としては、ご家族の送迎に頼っている現状です。なお、送迎距離に応じた交通費助成を町単独の事業で行っております。

【松田町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	町独自の取組みはありません。医療的ケア児支援のための協議の場については、足柄上地区地域自立支援協議会児童発達支援部会において設置に向けて検討しております。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	当町では重心児者が2名おりますが、対象要件の改訂に伴う新たな対象者はおりません。また、要望等もございません。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	圏域において、重心の方が利用できる児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護事業所が各1カ所ございます。通所手段については事業所の送迎で行っております。
問4. 災害対策について	在宅で生活されて医療機器を利用されている方に対して、災害発生時などで停電になった際には発電機を貸し出せるように整備しております。

【山北町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	重症心身障害児者を対象とした町独自の取組は特にありません。 医療的ケア児支援の為に関係機関の協議の場合は、足柄上地区1市5町自立支援協議会「児童発達支援部会」内で検討しています。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	現状、重度心身障害児者は町内に1名の在住です。コロナ禍において、親御さんの感染に対する不安からほぼ短期入所を利用していない状態です。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	【通所】 県西地区2市8町であれば、2か所あります。山北町は山間部を抱えているため、施設の送迎バスで通所されている方がほとんどです。 【在宅生活】 町単独で研修等実施していません。
問4. 災害対策について	町では特に対応していません。 町では災害時要支援者対策のため、各地域の民生委員が各家庭に訪問し、個別支援シート申請の助言をしています。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません。

【開成町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	町独自の取り組みはありません。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	把握している重心児者は3名 内1名は在宅であるが、家族の希望により障害福祉サービスを利用していないため、親亡き後が課題であるが、要望は特に聞いておりません。 地域生活拠点事業については令和4年度開始予定であり、町単独でなく広域で整備することとしています。

問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	通所：町内に重症心身障害児者や医療的ケア児者が利用できる通所事業所はありません。他自治体の事業所を通所する場合の移動手段として行政がノウハウや情報を持っていないことが課題です。 在宅：町独自で実施している事業はありません。
問4. 災害対策について	災害時要援護者拠点施設は自家用発電機を備えております。また、民間福祉施設や事業所と災害時要援護者の避難の受入に関する協定を結んでいます。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません。

【箱根町福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	町独自で行っている事業はなく、新規事業の予定なし。 また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、県が事務局となり行っている。（名称：母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会）
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	当町での重心児者数は、児のみの1名であり、現時点において大きな課題や本人及び家族からの要望は特に聞かれていない状態である。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	【通所】 医療的ケア児者の利用できる通所事業所は、当町の近辺であると1箇所のみと把握している。通所手段として移動支援の方法があるかと思うが、当町まで移動支援実施可能な事業所が数があまりない状況である。 【在宅生活】 実施している事業及び実施予定の事業等なし
問4. 災害対策について	現在呼吸器等の電気を要する機器を用いて生活している医療的ケア児者がいないため、災害時における医療的ケア児者に対する対策については特にはないが、今後検討していかなければならない課題と考えている。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特になし

【真鶴町健康福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	重度心身障害者を対象に福祉年金を支給しています。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	当町には対象となる方がいないため、課題等は特にありません。
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】 当町には標記のような方が通所する事業所はありません。また、現在標記のような方の事業所への通所はないため、課題はありませんが今後出てきたときは、関係機関と連携しながら対応していきます。</p> <p>【在宅生活】 特段の事業はありませんが、利用者からの要望が出ましたら、関係機関との調整を検討します。</p>
問4. 災害対策について	特にありません。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません。

【湯河原町社会福祉課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	特にありません。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<p>対象者要件改定後の新たな対象者は、現時点ではないと思われます（既に支給決定）。</p> <p>課題や要望は特にありません。</p> <p>地域生活拠点等事業の実施については、令和4年4月の設置に向けて1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）で調整中です。</p>

問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを兼ねている事業所が2箇所あります。その内1つの事業所が主として重症心身障害児者を受け入れております。もう一つの事業所も喀痰吸引など対応が可能であれば受け入れていただいております。</p> <p>生活介護事業所（喀痰吸引研修受講済み）が町内に1つあります。</p> <p>【在宅生活】 実施している事業は特にありません。</p>
問4. 災害対策について	特にありませんが、防災担当課との連絡調整を行うように配慮しています。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特にありません。今後ともよろしくお願いたします。

【愛川町福祉支援課】

問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について	町内小学校支援級に在籍する重心・医療的ケア児に対し、当該支援級に看護師を配置する事業を平成30年度から継続実施している。また、医療的ケア児の協議の場は、既存の「早期療育・子育て支援に関する検討会議」に充てるか現在検討中。医療的ケア児コーディネーター研修を受講済みの相談支援専門員が2名おり、家族等の相談や関係機関等の連絡調整を担っている。
問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児3名(在宅2名) うち医療ケア有り2名 医療ケア無し1名 ・重症心身障害者10名(うち在宅が4名) うち医療ケア有り1名 医療ケア無し9名 <p>上記対象者等から要望等は現状ありません。</p>
問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて	<p>【通所】 町内に看護師配置の放課後等デイサービスが来春開所予定となっています。</p> <p>【在宅】 医療的ケア児の支援体制整備の状況は問1のとおり。</p>
問4. 災害対策について	現状、医療的ケア児者の避難体制については、指定避難所をベースに状況に応じて二次的に福祉避難所の開設となる。多くの重症心身障害児者や医療的ケア児者は災害時要援護者登録を利用、個別支援計画作成を行っている。
問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等	特に無し。

【清川村保健福祉課】

<p>問1. 重症心身障害児者を対象にした取組みで、継続している事業や新規事業について</p>	<p>特にありません。</p>
<p>問2. 医療型短期入所の対象者要件の改定に伴う対応について</p>	<p>特にありません。</p>
<p>問3. 重症心身障害児者の地域での暮らしについて</p>	<p>【通所】 村内において、通所可能な事業所はないため、村外の事業所を利用することとなります。</p> <p>【在宅】 現在、医療的ケアが必要な在宅の対象者はありません。</p>
<p>問4. 災害対策について</p>	<p>現在、在宅で電気が必要な医療的ケア児者はありません。</p>
<p>問5. 関係機関から重心協への要望やご家族から関係機関への要望問い合わせ等</p>	<p>特にありません。</p>